

議 事 日 程

第 10 回定例会
R 5.10.20 午後 4 時
狛江市役所 4 階特別会議室

1 審議事項

(1) 議案第 29 号

令和 5 年第 4 回定例会における議決事件に対する意見聴取について

2 報告事項

－ 議会報告 －

(1) 令和 5 年狛江市議会第 3 回定例会の結果について

－ 行政報告 －

な し

－ 事務報告 －

(1) 狛江市教育委員会事務局等職員の人事異動について

(2) 令和 5 年学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業について (6)

(3) 令和 5 年度狛江市教育研究奨励校及び狛江の教育 21 研究協力校について

(4) 狛江市教育委員会が所管する公の施設に係る公募によらない指定管理者再指定に関する指針の一部改正について

議案第 29 号

令和 5 年第 4 回定例会における議決事件に対する意見聴取について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 10 月 20 日

提出者 狛江市教育委員会
 教育長 柏原 聖子

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、令和 5 年第 4 回定例会における議決事件に対する意見の申し出を行う。

狛企政発第 000474 号

令和 5 年 10 月 3 日

狛江市教育委員会教育長

柏原 聖子 様

狛江市長

松原 俊雄

(公印省略)

令和 5 年第 4 回定例会における議決事件について (依頼)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 29 条の規定により、令和 5 年第 4 回定例会における下記の議会の議決を経るべき事件について意見を求めます。

記

- 狛江市立公民館条例の一部を改正する条例

狛江市立公民館条例の一部を改正する条例（案）

令和 5 年 月 日
条例第 号

狛江市立公民館条例（平成 5 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第 2（第 7 条関係） 2 各室の使用は、9 時から 12 時まで、 <u>12 時から 16 時まで、16 時から 19 時まで及び 19 時から 22 時までの 1 区分ごと</u> とし、各室の使用料は、1 区分ごとの使用料とする。	別表第 2（第 7 条関係） 2 各室の使用は、9 時から 12 時まで、 <u>13 時から 17 時まで及び 18 時から 21 時 30 分までの 1 区分ごと</u> とし、各室の使用料は、1 区分ごとの使用料とする。
別表第 3（第 7 条関係） 備考 各室の使用は、9 時から 12 時まで、 <u>12 時から 16 時まで、16 時から 19 時まで及び 19 時から 22 時までの 1 区分ごと</u> とし、各室の使用料は、1 区分ごとの使用料とする。	別表第 3（第 7 条関係） 備考 各室の使用は、9 時から 12 時まで、 <u>13 時から 17 時まで及び 18 時から 21 時 30 分までの 1 区分ごと</u> とし、各室の使用料は、1 区分ごとの使用料とする。

付 則

- 1 この条例は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の狛江市立公民館条例の施行に際し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

■令和5年狛江市議会第3回定例会の結果について

(会期：令和5年8月31日～10月5日)

○議案（教育委員会関連）

議案	結果
議案第 28 号 令和5年度狛江市一般会計補正予算（第3号）	可決

○一般質問の質疑・答弁の概要（教育委員会関連）

質問者	質問	答弁（答弁者）
学校教育課		
しの 議員	○各学校運営協議会間で情報共有はされているのか	今後、機会を設けていきたい。 (教育部長)
	○今後必要に応じて、CS ポートフォリオ 診断・CS マイスター派遣を活用するか。	各ゾーンの状況を踏まえ、必要に応じて各種制度の活用を呼び掛けたい。 (教育部長)
西村 議員	○多摩川住宅建替え後に戻ってくる児童・生徒への区域外就学の対応についてはどのように考えているのか。	一時的に転出される児童・生徒への対応については、個々の事情にもよるが、規則に弾力規程を設けるなど柔軟な対応ができるよう検討する。 (教育部長)
	○多摩川住宅建て替え後、市全体の学区の変更も必要になってくるのではないのか。	多摩川住宅建て替え後、当該地区の人口動向を踏まえ、必要な対応を検討する。 (教育部長)
石川 議員	○学校に設置されてるプール以外での水泳授業は可能なのか、検証していくことの必要性について。	民間施設の活用について来年度の試行実施などの検証を早急に検討する。 (教育部長)
高木 議員	○南側エリアとして6小にオールコート（ゴール付き）を整備することは難しいか。	学校施設では、教育活動に必要な整備を優先する。小学校の体育の授業ではオールコートでのバスケットボールの授業を行う必要がないことから、狛江第六小学校にオールコート対応のための吊り下げ式バスケットゴールの設置は予定していない。 (教育部長)

高木 議員	○学校運営協議会の委員は、個人が委員をやりたい場合は自ら立候補することはできるか。今後多様な人材が参加できるように規則改正などの検討は。	狛江市学校運営協議会規則に基づき、各ゾーンの中学校長が推薦する者で、教育委員会が委員として適当であると認める者に対し教育委員会が委嘱を行うこととなっており、立候補することはできない。規則改正は考えていない。(教育部長)
	○コミュニティ・スクールはどのような周知方法を実践しているか。	学校だよりにコミュニティ・スクール通信に直接アクセスできるQRコードを載せて、読んでもらえるよう取り組んでいる。あわせて、8月の校長会において、各学校のホームページにて、コミュニティ・スクールの取組みについて周知するよう依頼をした。また、教育委員会広報誌「ガク☆チキ」では、令和5年3月発行分から、コミュニティ・スクール通信にも直接アクセスできるQRコードを載せて周知を図っている。今後は、各ゾーンを取材し、順次、取組みなどを掲載していく予定。(教育部長)
	○狛江市の学校運営協議会規則に、「児童及び生徒の意見を聞く機会を積極的に設ける」という内容を加筆いただく検討をお願いしたい。	児童生徒からの意見聴取に関する規定については、三鷹市の運用状況等も確認し、学校運営協議会の意見も踏まえ、今後検討したい。(教育部長)

指導室		
しの 議員	○今後のタブレット端末の配備計画について伺う。	順次、小学校との学びの連続性を考慮し、iPadへの変更を行う。(教育部長)
	○ICT支援員の1人1台タブレット端末の導入前後の違いについて伺う。	業務内容は同じであるが、内容の軽重については実態に応じた違いがある。授業支援や校務支援等の教員の負担軽減に関わる支援内容に広がっている。(教育部長)
	○ICT支援員の今後の役割について伺う。	個別最適な学びと協働的な学びにつながる支援が必要であり、効率的に誰にでも活用できるデータファイル作成等の支援が必要である。(教育部長)

しの 議員	○今後の教育デジタルトランスフォーメーションはどのように進むのか、教育長の見解を伺う。	学習モデルの構造等が質的に変革するとともに教員の本来業務の推進につながると考えている。国や都の動向を踏まえ、今後の教育デジタルトランスフォーメーション在り方を検討していく。 (教育長)
辻村 議員	○狛江市の性教育について、学習指導要領を超えた授業は行われているか。	狛江第四中学校で、令和2年度から継続して東京都の事業に参加し、卒業前の3年生を対象に産婦人科医を招聘して授業を実施している。 (教育部長)
	○LGBTQ+についての過剰な情報提供は、リスクを伴い子どもの心は環境により揺れ動く。教育の場での日本の未来を見据えた対応、所感も併せ、今後、持続可能な自治体としてあるべき教育現場での取り組みについて教育長にお伺いしたい。	子どもたちが将来の社会人・親となる時期につながるように、児童生徒が自らの認識を深め、考える機会が得られるよう、各地域や各学校の特色に応じた教育活動の展開を図っていくことが重要であり、配慮あるバランスの取れた指導を推進していく。 (教育長)
荒木 議員	○小学校教科担任制について、どのように考えているか。	教育の質の向上や働き方改革の観点から早急に対応すべき内容である。国や東京都の動向を踏まえながら実施していく。 (教育部長)
	○茨城県守谷市は小学校で教科担任制を実現させるために、市の独自の予算で、常勤、非常勤を合わせて15人の専門教員を雇用した。守谷市の取組みを部分的にでも取り入れられないか。教育長の考えは。	狛江市でも独自に市費講師を配置しており、教育効果を上げる有効な手段と認識している。引き続き学校の働き方改革を推進し労働環境の改善に努める。 (教育長)
佐々木 議員	○小・中学校へのWi-Fi設置に向けた予算について、進捗状況を伺う。	夏季休業期間中に、避難所となる全小・中学校の体育館で避難者がWi-Fiを利用できる機能を有するアクセスポイントに変更しました。導入事業者から関係職員向けに説明を行う予定。 (教育部長)
小野寺 議員	○AEDによる救命マニュアルを作成し、学校で活用しているところがあるか、またAEDによる救命訓練を行っているか。	AEDに特化したマニュアルは策定していないが教職員は一定の知識を有している。今後、学校の状況を踏まえて検討していく。また、講習会を消防署、消防団

		と連携して実施している。(教育部長)
山田幸子 議員	○重たいランドセルを背負っての登下校は子どもの心と体に負担となるので対策を進めていただきたい。	携行品への適切な配慮や持ち帰りのタイミング等の工夫を計画的に行うよう指導・助言していく。(教育部長)
	○健康な体づくりの基本となり得る取り組みをお願いしたい。	自分事として生活改善に取り組むことができるよう、家庭との連携を啓発するなど学校に指導・助言していく。(教育部長)
吉野 議員	○不登校生徒の進路指導において、教員は多様な情報を持っているのか。また、アップデートや共有は、どのように行われているのか。	前年度の進路状況や学校の募集状況について進路指導主任を中心に情報共有をしている。生徒が希望する学校の資料や学校情報は、常時校内で共有している。(教育部長)

教育支援課

荒木 議員	○狛江市内に中学校の難聴通級学級の設置してほしい。	通級学級の設置については、中学に入学する時点で課題や困難が克服できているかどうかを見定める必要があるため、子どもの成長を見守りつつ、指導に関わっている教員からの意見や将来的な児童・生徒数の見とおしを踏まえたうえで検討する。(教育部長)
	○不登校児童・生徒の居場所づくりについて伺う。	子ども家庭庁と文部科学省が子どもの居場所づくりに関する指針を策定中であるため、国の動きに注視しつつ、子ども家庭部等の関係部署と連携を図りながら今後の対応を検討していく。(教育部長)

社会教育課		
三角 議員	○室内スケートボードパーク設置を要望する。	安全管理の面も含めて、他市等の整備の状況を引き続き調査研究する。 (教育部長)
西村 議員	○多摩川住宅二号棟の建替えに伴い、埋蔵文化財の本調査が必要となった場合は、期間や費用など事業者負担が大きくなると思うが、どう考えているか。	敷地全体にわたって調査が必要な状況ではないことから、解体工事と並行して本調査を実施するなど工夫していくなかで、調査費用・期間を絞り込んでいく方向で調整を進める。 (教育部長)

○決算特別委員会の質疑・答弁の概要（教育委員会関連）

質問者	質問	答弁（答弁者）
学校教育課		
宮坂 議員	○給食食材費の高騰支援について今後の見通しについて。	今後の物価推移などを注視しつつ、必要に応じて市長部局と協議を検討したい。 (教育部長)

指導室		
西村 議員	○柔道着購入の現状について伺う。	学校による違いがみられる。レンタル等の利用も検討するよう助言しているが、今年度の対応を踏まえつつ、保護者負担の低減について、中学校校長会と協議していく。 (指導室長)
佐々木 議員	○令和7年度の移行に向けて、部活動の在り方等の現時点での考え方などを伺う。	学校の働き方改革の視点も踏まえて、生徒が活躍できる場となる環境を整えられるよう検討委員会で丁寧に協議していく。 (指導室長)
小木 議員	○特別支援学級に関する実践研究充実事業が終了した後の学校の対応はどのようになっているか。	インクルーシブ教育の実践が引き継がれ、通級担当教員との連携により入り込み型での指導を可能な範囲で実施するなど学校全体で継続して取り組んでいる。 (指導室長)

高木 議員	○グレーゾーンと判定させられている通常学級に在籍する児童生徒に対してのサポーター配置の必要性について、どのように考えているか。	学級担任への負担は大きなものであり人的な支援が必要である。狛江第三小学校の実践研究の成果を還元し、校内支援体制が構築できるよう指導・助言していく。 (指導室長)
-------	---	---

教育支援課

三宅 議員	○ゆうゆう教室の環境整備について、子ども達にストレスのかからない、通いやすく話しやすいデザインのテーブルやレイアウトなどの環境整備ができないか。	スペース面や様々な子ども達が通っていることから、ゆうゆう教室内の環境を変えることは困難であるが、教室以外のスペースでリラックスできる環境ができないか検討していく。 (教育支援課長)
-------	--	---

社会教育課

三角 議員	○文化財を価値あるものとして後世に伝えるため、文化財の価値を保存しつつ適切かつ積極的に活用していくことが必要であるが、どう考えているか。	市史編さん事業の成果も含め、市の歴史や文化財に関する情報を発信しながら、積極的な活用の方策を検討する。 (社会教育課長)
	○博物館の建設について、具体的な建設場所など、決まっていることはあるか。	現在、狛江市文化財及び歴史資料等の保管・活用施設に関する庁内検討委員会の開始に向けて準備を進めている段階で、今後、場所等を含めた様々な検討を進める。 (社会教育課長)
西村 議員	○こどもかけこみ110番事業は、PTAが取り組んでいることだが、事業の継続も含めてどのように考えているのか。	現在、PTA 連合会で事業について検討していると聞いているが、教育委員会としては子どもの安全を確保するためのPTA 連合会の取組みを、引き続き支援する。 (社会教育課長)
佐々木 議員	○文化財の保管場所として、旧狛江第四小学校での保管ができなくなった場合、どこで保管していく予定か。	旧狛江第四小学校の具体的な活用方法が決まり、保管ができなくなる前に、別の保管場所を検討する必要があると考えており、出土品や民具等を含めた文化財の保管の場の検討に向けて準備を進めている。 (社会教育課長)

佐々木 議員	○文化財の保管場所について、活用の度合いに応じて保管の方法を検討するといった工夫も必要ではないか。	出土品や民具等については、資料的側面や活用の度合い等に応じた分類や再整理が必要と考えている。とくに出土品の多くは、再整理を行うことで、収蔵スペースを多少なりとも圧縮する等工夫していく必要があると考えている。 (社会教育課長)
きたみ 議員	○市史編さん事業だが、今後もある程度短い間隔で、市史編さん事業のようなかたちで、地域の歴史をとりまとったり、見直しなどを行っていく必要があるかと考えるが、いかがか。	今後の編さん事業については、今後の市域の変化や社会の変化など様々な要素を加味した検討が必要である。今後、新たな資料の発見や、調査の内容については、社会教育課文化財担当で逐次とりまとめ、今後行われるであろう次回の市史編さんに向けて備えていく。 (社会教育課長)

公民館		
三角 議員	○市民センター改修に伴う中央公民館休館期間に伴い、今後公民館利用者への満足度維持並びに公平性を確保するための方策について伺う。	狛江市民センター改修基本構想では、現状の3区分から4区分へ利用枠を増やすことで、利用団体の活動機会を増やすことを示している。また、中央公民館の休館に合わせて、西河原公民館で4区分制を先行して実施したいと考えている。 (公民館長)
ひらい 議員	○市民センター休館期間中の公民館の代替施設、事業対応をどのように考えているのか。	利用団体の活動については、西河原公民館をはじめ、特別教室等の学校施設を利用していただくことを想定。地域センターの利用方法等は庁内で調整中。中央公民館で実施していた事業は、事業内容や実施回数等を整理した上で、西河原公民館で実施することを検討している。 (公民館長)
	○市民センター休館期間中の公民館の人員体制はどのようになるのか。	関係部署と調整中。 (公民館長)

図書館		
ひらい 議員	○市民センター休館期間中の図書館の代替施設、事業対応をどのように考えているのか。	令和6年9月より現市民食堂の場所において中央図書館臨時窓口を開設予定。事業についても可能な限り実施する。 (図書館長)
	○市民センター休館期間中の図書館の人員体制はどのようなになるのか。	関係部署と調整中。 (図書館長)

※ 詳細については、後日発行される議会報や議会ホームページ掲載の議事録を御確認ください。

狛江市教育委員会事務局等職員の人事異動について

令和5年10月1日付発令

新	氏 名	旧	備考
環境部下水道課事業経営係主任	音成 美貴	教育部公民館事業係主任	
教育部公民館事業係主任	山口 義明	環境部清掃課業務係主任	
市民生活部市民課戸籍係主事	金子 由美	教育部公民館事業係主事	
教育部公民館事業係主事	薄井 貴義	市民生活部市民課戸籍係主事	

会計年度任用職員人事異動

令和5年10月1日付発令

新	氏 名	旧	備考
教育部学校教育課学務保健係	青柳 浩行	教育部学校教育課学務保健係 (兼)福祉保健部福祉相談課生活支援係	

令和5年学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について(6)

学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を下記のとおり実施いたしましたので報告します。

学校名	対象	期間	理由
狛江第三小学校	第2学年1学級	令和5年10月3日から5日まで	インフルエンザ様疾患等による体調不良の症状を有する者が複数確認されたため。
狛江第三小学校	第1学年1学級	令和5年10月6日	インフルエンザ様疾患等による体調不良の症状を有する者が複数確認されたため。
狛江第一小学校	第6学年1学級	令和5年10月11日	インフルエンザ様疾患等による体調不良の症状を有する者が複数確認されたため。
狛江第六小学校	第1学年2学級 第6学年1学級	令和5年10月11日から12日まで	インフルエンザ様疾患等による体調不良の症状を有する者が複数確認されたため。
狛江第三中学校	第2学年1学級	令和5年10月17日から18日まで	インフルエンザ様疾患等による体調不良の症状を有する者が複数確認されたため。

狛江第三小学校	第1学年1学級 第3学年1学級	令和5年10月18日 から20日まで	インフルエンザ様疾患等による体調不良の症状を有する者が複数確認されたため。
---------	--------------------	-----------------------	---------------------------------------

過去の研究奨励校等一覧及び令和6年度以降の指定校等予定一覧

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
一小	○	図書		○ ◆ (スポ)	◆ (スポ)	周年	○		◎ ◆ (伝統)	◎ ◆ (伝統)			○ ◆ (人尊)	◆ (人尊)	◆ (授業改善)	周年 ◆ (授業改善)	◆ (授業改善)			
三小	周年	○			コア	◆ (言語)	◆ (言語)	○ ◆ (言語)	◆ (言語) (オリ)	◆ (言語)	周年 ◎ (英語)	◎		○	○ ☆ (国・特別支援)	☆ (国・特別支援)		○		
五小		周年	○ ◆ (スポ)		◎	◎			○ ◆ (オリ)	◆ (道徳)	◆ (道徳)	周年 ◆ (プログラミング)	○ ◆ (プログラミング)			○				
六小		◎	○		周年 ◆ (言語)	◆ (言語)	◆ (言語) (理数)	◆ (オリ) (理数)	◆ (オリ)	○ ◆ (A Life) (CT拠点)	◆ (A Life)	◆ (A Life)			周年		○			
和泉小		学校評価	人権	周年 コア	○	◆ (スポ)	◆ (スポ) OJT				○ ◆ (持続可能)	◆ (持続可能)		周年				◎	◎	
緑野小	◎	◎			◆ (人尊)	○ ◆ (人尊)		周年	◆ (オリ)	◆ (オリ重点)		○				◎ (人権)	◎ (人権)	周年		
一中	周年	○ 図書				○			○	◆ (S Act)	周年 ◆ (S Act)	◆ (S Act)	◎ (カリマネ)	◎ (カリマネ)	◎ (カリマネ)			○		
二中	周年	学校評価	◎	◎		OJT	○ ◆ (スポ) (理数)	◆ (オリ) (理数)			周年 ○			○	○					
三中	○			○ ◆ (スポ)	校務		周年 ◎	◎		○						○	周年			
四中				周年	○			○	◆ (オリ)	◆ (道徳)	◆ (道徳)	○		周年			○			

○: 狛江市教育委員会教育研究奨励校 ☆: 国・文科等研究
◎: 狛江の教育21研究協力校 ◆: 東京都研究推進等

狛江市教育委員会が所管する公の施設に係る公募によらない指定管理者再指定に関する指針の一部を改正する指針

令和5年10月10日

教育長決裁

狛江市教育委員会が所管する公の施設に係る公募によらない指定管理者再指定に関する指針（平成23年6月8日教育長決裁）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>1・2 (略)</p> <p>3 公募によらない指定管理者再指定の手続 公募によらずに現行の指定管理者を再指定する際の手続については、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該指定管理団体の検証 当該指定管理団体の検証は、狛江市教育委員会が所管する公の施設に係る指定管理者検証委員会（以下「検証委員会」という。）を別途設けて行うものとする。</p> <p>(3) 当該指定管理団体への再指定の決定前号の検証委員会の検証結果を受けて、<u>狛江市教育委員会の審議を経て決定し、その結果を狛江市契約事務規則（昭和39年規則第8号）第37条の2に定める狛江市指名業者選定委員会に報告する。</u></p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 公募によらない指定管理者再指定の手続 公募によらずに現行の指定管理者を再指定する際の手続については、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該指定管理団体の検証 当該指定管理団体の検証は、<u>条例第4条第2項に定める選定委員会に代えて、</u>狛江市教育委員会が所管する公の施設に係る指定管理者検証委員会（以下「検証委員会」という。）を別途設けて行うものとする。</p> <p>(3) 当該指定管理団体への再指定の決定前号の検証委員会の検証結果を受けて、<u>委員会の議を経て決定する。</u></p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>

付 則

この指針は、教育長決裁の日から施行する。